【1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設】

	施設名	ジャックと豆の木園 あそうだ園	いよぎんきっずらんど	エルパティオ保育園	医療法人仁勇会 めぐみ保育園	三福5starブリスクール 中村	松山ペテル病院保育園	ひがしの保育園	ハーモニー保育園	松山リエール保育園	アートチャイルドケア ゆめみいよ保育園	君子園	三福5starブリスクール 和泉北	フジにじいろ保育園	アロハエンジェルスクール 空港園	アロハエンジェルスクール つばき園	ここしあ保育園
	施設所在地	朝生田町5丁目3-28-1階	三番町5丁目10-14	北土居町3丁目2-25	古三津4丁目619番地	中村二丁目1-3 2階	祝谷8丁目1224-6	東野6丁目5-45	竹原町628-1	大手町2丁目1-3	一番町4-3	中野町甲800番地	和泉北二丁目3-22	宮西一丁目5-41	南吉田町371-2	越智三丁目11-48	南江戸四丁目6-30
	電話番号	089-921-4400	089-961-4298	089-956-3325	089-953-4171	089-906-0533	089-927-2137	089-913-0123	089-968-1313	089-948-9023	089-909-3525	089-963-8700	089-913-1173	089-906-8155	089-972-0878	089-909-5630	089-911-0909
	設置者	(株)ジャックと豆の木園	(株)伊予銀行	(株)エルパティオ	医療法人 仁勇会	(株)三福ホールディングス	医療法人 聖愛会	(株)カトウ	(株)東海エステート	一般財団法人 永頼会	アートチャイルドケア(株)	(福)宗友福祉会	(株)三福総合不動産	(株)フジ	(株)LUANA	(株)LUANA	(株)RIPLIE
	事業開始年月日	平成29年4月1日	平成29年4月1日	平成29年3月13日	平成25年10月1日	平成29年6月1日	平成28年4月11日	平成29年9月1日	平成29年10月1日	平成24年4月2日	平成29年11月1日	平成28年4月1日	平成28年12月16日	平成30年2月1日	平成30年1月5日	平成30年2月5日	平成30年2月1日
	開所時間	7:30～19:30	7:00～20:00	7:00～20:00	8:00～18:00	7:00～20:00	7:30～19:00	7:30～18:30	7:30～20:00	7:30～20:00	7:30～18:30	8:30～17:30	7:00～20:00	7:00～20:00	7:30～20:00	7:30～20:00	7:00～19:00
	基準を満たす旨の証明書の交付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	調査年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度
1 保育に従事する者の数及び資格	(1)主たる開所時間において保育に従事している者の数が以下の基準を満たしている。																
	・以下を基に年齢別の必要保育従事者数を少数点1桁(2桁以降切り捨て)まで算出し、それを合計した数の小数点以下を切り上げた数の保育従事者を配置している。 「乳児3人につき1人以上」 「1・2歳児6人につき1人以上」 「3歳児20人につき1人以上」 「4歳以上児30人につき1人以上」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)有資格者(保育士又は看護師(准看護師含む))を保育従事者の必要数の3分の1以上配置している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)保育に従事する者を、常時、複数名配置している。 ※主たる保育時間を超える時間帯に、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除く。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(4)保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用していない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 保育室の構造設備及び面積	(1)保育室、調理室及び便所がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)保育室の面積は乳幼児1人当たり1.65㎡以上確保されている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)調理室について以下の基準を満たしている。																
	・調理室が、乳幼児が保育室から簡単に立ち入ることができないよう区画等されている。 ※調理機能のみを有している場合にあっても、衛生や乳幼児の安全が十分確保されている状態となっていること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・区画はあっても、扉がしめられない等が無いよう、運用面にも注意をはらっている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・衛生的な状態が保たれている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(4)乳児と幼児の保育を行う部屋が、別部屋となっている。 やむを得ず同室で保育を行う場合、段差やベビーフェンス等の区画について適当である。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(5)保育室の採光・換気及び安全面の確保ができている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(6)同一の乳幼児用ベットに2人以上の乳幼児を寝かせないようにしている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○
	(7)便所について以下の基準を満たしている。																
	・手洗い設備がある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・衛生的である。(十分な清掃がなされている。石鹸がある等)。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・保育室及び調理室と区画している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・子どもが安全に使用できる状態である。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・便所の数が幼児20人につき1以上ある。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 非常災害に対する措置	(1)消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備について以下の基準を満している。																
	・必要な消火用具を配置し、その有効期限(機能失効)も守られている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・職員に消火用具の設置場所及び使用方法が周知できている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・避難に有効な退避用経路がある。 ※非常口は避難に有効な位置に設置されている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)非常災害に対する具体的計画の策定ができている。																
	・30人以上の施設であり、消防計画の作成、届出をしている。	○	○	○		○				○	○	○		○	○	○	○
	・30人以上の施設であり、防火管理者の選任、届出をしている。	○	○	○		○				○	○	○		○	○	○	○
	(3)非常災害に対する具体的計画を立て、毎月1回の訓練を実施している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 保育室を2階以上に設ける場合の条件	保育室を2階以上に設置する場合、必要な(設置階数に応じた)条件を満たしている。		○			○			○				○	○	○		
5 保育内容	(1)保育の内容について以下の基準を満たしている。																
	・児童1人1人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容に工夫をしている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・安全で清潔な環境や健康的な生活リズムに配慮がなされた保育の計画を定めている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	a. デイリープログラム等が作成されている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	b. 必要に応じ、入所乳幼児に入浴又は清拭をするなど、身体が清潔に保たれている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	c. 沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	d. 外遊びなど、戸外で活動できる環境を確保している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・「放任的」な保育になっていない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・必要な遊具、保育用品等を備えている。また、安全面・衛生面に配慮している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)保育従事者の保育姿勢等について以下の基準を満たしている。																
	・児童の最善の利益を考慮した保育サービスを提供している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めている。 ※施設内研修の実施。(保育指針を理解させる機会を設けること)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・児童に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・入所乳幼児について虐待等の不適切な養育が疑われる場合に、市や児童相談所等の機関と連携する体制をとっている。 ※虐待が疑われる・心身の発達の遅れが見られる・社会的援助が必要な場合等、専門的機関に対し適切な連絡に努めること。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)保護者との連絡等について以下の基準を満たしている。																
	・連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭の乳幼児の様子を、施設からは施設での乳幼児の様子を連絡し、保護者との密接な連絡を取るように心がけている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・緊急時に保護者へ早急に連絡ができるよう、緊急連絡表が整備され、全ての保育従事者が容易にわかるように掲知されている。 ※消防署・かかりつけの病院等もあわせて整備のこと。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・保護者等から乳幼児の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合に、乳幼児の安全確保、保育の実施等に支障のない範囲で、これらの要望に対応している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 給食	(1)食器や哺乳ビン及びふきん、まな板、なべ等について定期的に消毒が行われている。	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)調理室、調理、配膳、食器等において十分な衛生管理をしている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)食事時、食器類や哺乳ビンを、児童や保育従事者の間で共有していない。 ※食器類や哺乳ビンをやむを得ず共有する場合には、十分な消毒が必要。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(4)食品の保存に関して適切である。 ※冷蔵庫は必需品。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(5)乳幼児の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容と、あらかじめ作成した献立にしたがって提供できている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(6)乳児へ授乳後、また、離乳食摂取後に対する配慮が適切に行われている。	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 健康管理・安全確保	(1)登園・降園の際、児童の健康状態等の十分な観察をし、保護者からの報告及び保護者への報告を行っている。 ※連絡帳を活用するなど、体温・排便・食事・睡眠・表情・皮膚の異常の有無・機嫌等、観察が必要。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)身長、体重の測定など、基本的な発育チェックを毎月定期的に実施している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)乳幼児の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・緊急時に備えた保育所付近の病院関係の一覧を作成し、職員に周知している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(4)職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施し、調理(調乳)に携わる職員の月1回の検便を実施している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(5)最低必要な医薬品、医療品を備えている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(6)感染症への対応として以下の基準を満たしている。																
	・感染症にかかっていることがわかった児童について、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・感染症にかかった後の再登園について、保護者の協力のもと、かかりつけ医の指示を確認するようにしている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどを共有していない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(7)乳幼児突然死症候群の予防として以下の基準を満たしている。																
	・乳児室に職員が在室し、睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・乳幼児突然死症候群の予防に配慮している。 (乳幼児を仰向けに寝かせているか、乳幼児室に職員が在室しているか等。)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・保育室において禁煙を厳守している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(8)安全確保のため以下の基準を満たしている。																
	・乳幼児の安全の確保に配慮した保育を実施している。 ※子どもの年齢・発達とそれに伴う危険への配慮。 ※保育室、園庭、トイレ、扉下などにおける危険への配慮。 ※子どもの遊びや活動に伴う危険への配慮。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図っている。 ※囲障の設置。施錠等。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・不審者の立入防止等の対策や緊急時における乳幼児の安全を確保する体制を整備している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。																
8 利用者への情報提供	(1)提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示している。 「届出対象施設の掲示義務事項」																
	・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・建物その他の設備の規模及び構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・施設の名称及び所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・事業を開始した年月日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・開所している時間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・入所定員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・保育士その他の職員の配置数又はその予定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付している。 「交付する書面の内容について、以下の事項について記載されている。」																
	・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・施設の名称及び所在地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・施設の管理者の氏名及び住所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・当該利用者に対し提供するサービスの内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(3)当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について、適切な説明を行っている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 備える帳簿	(1)職員に関する書類等を整備している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(2)乳幼児に関する書類等を整備している。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○